

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社ツノ工業	代表者氏名	津野 泰孝
主たる営業所の所在地	高知県高知市布師田3277-1		
許可番号	高知県知事 (般-1) 第6843号	許可を受けている建設業の種類	土、左、と、石、鋼、舗、しゅ、塗、防、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年1月8日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号（同法第8条第12号該当）		
処分の内容			
<p>1 建設業法第29条第1項第2号（同法第8条第12号該当）に基づく許可の取消し</p> <p>2 取消しをする建設業</p> <p>土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業、水道施設工事業</p>			
処分の原因となった事実	許可要件の欠落		
<p>同社の役員が、暴行により高知簡易裁判所において、罰金10万円の略式命令を受け、平成29年1月13日に刑が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当する。</p>			
その他参考となる事項			